

遺贈による 寄附

「遺贈による寄附」は、卒業生・教職員・校友会・一般篤志家等の御方が所有されている資産の一部を、遺贈による寄附として受け入れ、本学園の教育・研究活動の一層の充実発展を支援するために発足させた制度です。本制度をご理解・活用いただき、学校法人大乗淑徳学園（各学校）の更なる発展・隆盛のため、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

学校法人大乗淑徳学園（各学校）へ生前に遺贈による寄附を希望される場合

学校法人
大乘淑徳学園

三菱UFJ信託銀行（提携信託銀行）・弁護士をご紹介します。

※本学園を經由せず、直接、信託銀行・弁護士等へ
ご相談いただくこともできます。



三菱UFJ信託銀行
（提携信託銀行）
弁護士

1. 寄附（遺贈）を含む遺言書作成に関する相談をお受けします。

信託銀行・弁護士の財産コンサルタント専門スタッフによる相談受付。
（遺言書の作成・保管と遺言執行については、信託銀行・弁護士所定の
手数料・報酬が必要となります。）

※相談内容の機密は保護されます。

2. 遺言書作成

信託銀行・弁護士の遺言信託業務を利用して遺言書を作成します。

3. 遺言書の保管と管理

信託銀行・弁護士が、遺言書の保管と管理を行います。遺言書の保管中
は、遺言内容・財産・相続人・受遺者等の変動について、毎年定期的に
遺言者ご本人に照会します。

4. 遺言執行

信託銀行・弁護士が相続人からご逝去の通知を受け次第、遺言の内容を
執行します。遺産の調査・収集・財産目録の作成、遺産の管理、遺産の名
義書換・処分、相続人・受遺者への財産配分等、遺言執行内容が信託銀行
等から相続人等に報告されます。

5. 相続人への遺産相続および学校法人大乗淑徳学園へのご寄附

遺贈者のご意向に沿って、信託銀行・弁護士で遺贈金を分別して、管理
運用することも可能です。

相続税の優遇措置 学校法人へ遺贈した財産は相続税の非課税財産になります。